

公 告

このたび、県営ため池整備事業 香芝地区の施行を申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により下記事項を記載した書面とともに、この旨を公告する。

なお、この事業の受益地内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限にもとづいて使用収益している者で、その農用地または土地についてこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和6年4月22日までに香芝市農業委員会に申し出られたい。

令和6年4月11日

申請人

(省略)

記

1. 土地改良事業計画の概要
2. 土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
3. 事業費の負担区分予定を記載した書面